

意見書取り下げに関する決議(案)

去る平成 26 年 6 月 16 日, 当議会は「慰安婦問題に関する請願」を賛成多数で採択した。この請願においては「国に意見書の提出を求める」との記載があり, 議長は請願者が用意した「慰安婦問題に関する意見書」なる文書を同年 7 月 15 日に内閣総理大臣・外務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・財務大臣のそれぞれに送付したが, 下記に示す通り, 同意見書は当議会において議決していないことが明白であるので, 今般これを取り下げる。

記

1. 議会に上程されていない。
2. 提案者・賛同者の記載がない。地方自治法では, 議員定数の 12 分の 1 以上の賛成がなければ提案そのものが出来ないルールになっている。
3. 提案理由の説明がなされていない。
4. 採決を行っていない。賛成者も反対者も存在しない。
5. 採決の結果は報告されていない。
6. 「慰安婦問題に関する意見書」なる文書は, 請願採択後に全議員に配布されたものである。

平成 26 年 9 月 22 日

奈良県広陵町議会